

たちばな台一丁目 A 地区建築協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 69 条及びこれに基づく横浜市建築協定条例(昭和 31 年 6 月横浜市条例第 17 号) 第 2 条の規定に基づき、第 5 条に定める建築協定区域 (以下「協定区域」という。) 内における建築物の用途及び敷地に関する基準を定め、住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定における用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号) に定めるところによる。

(名称)

第 3 条 この協定は、たちばな台一丁目 A 地区建築協定と称する。

(協定の締結)

第 4 条 この協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者 (以下「土地の所有者等」という。) の全員の合意によって締結する。

(建築協定区域)

第 5 条 この協定の目的となる土地の区域は、横浜市青葉区たちばな台一丁目 3 番のほか別紙の建築協定区域図に表示する区域とする。(また、建築協定区域隣接地についても同図に示す。)

(建築物に関する基準)

第 6 条 協定区域の建築物の用途及び敷地は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の用途は、一戸建て住宅(注：二世帯同居住宅等を含む。)とする。
- (2) 敷地面積は、150 平方メートル以上とする。
- (3) 敷地の地盤面の変更はできないものとする。ただし、切土についてはこの限りでない。

(運営委員会)

- 第 7 条 この協定の運営に関する事項を処理するため、たちばな台一丁目 A 地区建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、協定区域内の土地の所有者等の互選により選出された委員若干名をもって組織する。
 3. 委員の任期は 1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 4. 委員は再任されることができる。

(役員)

- 第 8 条 委員会に、委員長 1 名、副委員長 2 名及び会計 1 名を置く。
2. 委員長、副委員長及び会計は委員の互選によって定める。
 3. 委員長は、委員会を代表し、この協定の運営事務を総理する。
 4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその事務を代理する。
 5. 会計は委員会の経理に関する事務を処理する。
 6. 委員長が選任されたとき又は委員長が変更になったときは、新たに委員長になった者が、速やかにその旨を横浜市長に報告するものとする。

(委任)

- 第 9 条 前 2 条に定めるもののほか、建築協定の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(違反者に対する措置)

- 第 10 条 委員長は、この協定に違反した土地所有者等(以下「違反者」という。)があったときは、違反者に対し、委員会の決定に基づき、文書をもって工事の施工停止及び相当の猶予期間を付して、是正のための必要な措置をとることを請求することができる。
2. 違反者は、前項の請求があったときは、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第 11 条 委員長は、違反者が前条第 1 項の請求に従わないときは、委員会の決定に基づき、その強制履行又は違反者の費用をもって第三者にこれをなかしめることを裁判所に請求することができる。

2. 前項の訴訟手続に要する費用等は、違反者の負担とする。

(土地の所有者等変更の届出)

第 12 条 土地の所有者等は、土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員長に届け出なければならない。

(建築計画の事前届出)

第 13 条 土地の所有者等は、建築物を建築しようとするときは、あらかじめ、建築計画を委員長に届け出なければならない。

(協定の変更)

第 14 条 土地の所有者等は、協定区域、建築物に関する基準、有効期間、違反者に対する措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請して、その認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第 15 条 土地の所有者等は、この協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(効力の継承)

第 16 条 この協定は、横浜市長の認可公告のあった日以後において土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(有効期間)

第 17 条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあった日から 5 年間とする。ただし、この協定の期間満了までに委員会が行う継続希望調査において土地の所有者等の過半数による、継続賛成の意思表示がある（廃止の意思表示がない）場合は、この協定は更に 5 年間、3 回に限り延長されるものとする。

2. 前項の有効期間が経過した後においても、この協定の有効期間内にした行為に対する、第 10 条及び第 11 条の適用については、なお従前の例による。

附則

(効力の発生)

1. この協定は、横浜市長の認可公告のあった日から効力を発する。

(適用の除外)

2. この協定の認可公告のあった日（認可公告時に建築協定区域隣接地だった土地については、この協定に加わった日。以下同じ。）に現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物（以下「既存建築物」という。）が、第 6 条の規定に適合しない又はこの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該規定は適用しない。ただし、この協定の認可公告のあった日以後に、当該既存建築物を増築し、改築し又は移転する場合は、当該増築し、改築し又は移転する部分については、当該規定を適用する。
3. この協定の認可公告のあった日に、現に建築物の敷地として使用されている土地で、第 6 条 第 2 号の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同号の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同号の規定は適用しない。

たちばな台一丁目 A 地区建築協定書の締結に合意します。

平成 年 月 日

土地の表示

横浜市青葉区たちばな台 _____番 _____ 面積 _____ m²

横浜市青葉区たちばな台 _____番 _____ 面積 _____ m²

横浜市青葉区たちばな台 _____番 _____ 面積 _____ m²

土地の所有者、借地権者

住所 _____

氏名 _____ 印

住所 _____

氏名 _____ 印

住所 _____

氏名 _____ 印